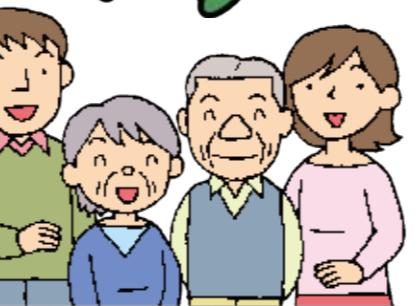


かかわり方などについて 知りたいポイント

上手にかかわれば周囲の人もラクになる

認知症を正しく理解し、早い段階から家族や周囲の方が状況に合った接し方をすることで、本人の状態は落ち着き周囲の負担が軽くなることもあります。



認知症の方を中心とした接し方 5つのポイント

認知症で記憶などに障害が出ても、人としての感情の動きがなくなってしまうわけではありません。認知症の方の気持ちになって考え、接することが大切です。

① プライドは失っていません。

認知症であっても、これまでの人生で培った経験、自尊心や羞恥心は失われていません。認知症の方を尊重する姿勢が大切です。

② 過去と現在が混同しています。

過去に起きた出来事を順序立て思い出せないことがあります。過去と現在が区別できずに混乱していることを理解しましょう。

③ 自信をなくし、心理的に不安定な状態です。

これまで当たり前にできていたことができなかったり、失敗したりすることにより、自信をなくしていく、心理的に不安定な状態になっています。

④ 介護者の気持ちが伝わります。

介護者が認知症を理解して接していると、認知症の方も安心して落ち着きます。介護者がいらっしゃると敏感に反応したり、興奮したりします。

⑤ 身近な人に、感情がストレートに出ます。

感情が抑えられずに、何でもないことで怒ったり、相手を一方的に否定することもありますが、これも認知症の症状であり、本人からのサインととらえましょう。



※認知症の方は、身近で心を許している相手に対して、つらくなれる傾向があります。毎日介護している方にとってはつらいことなので、不快感を覚えてしまうことも時には仕方ありません。深呼吸をして、肩の力を抜いてみましょう。

吉見町



吉見町PR大使
「よしみん」



認知症 あんしんガイド

認知症は誰もがなりうる身近な病気です。自分、家族、身近な人……。

誰が認知症でも、住み慣れたまちで自分らしく暮らせるようできることからはじめませんか。

認知症とは？

認知症とは、様々な原因で、一度獲得した脳の機能が低下し、日常生活に支障をきたす状態で、通常の加齢による衰えとは違います。

たとえば、朝ごはんに何を食べたか思い出せないのは、加齢による「もの忘れ」といえますが、朝ごはんを食べたこと自体を忘れてしまう場合は、「認知症」が疑われます。



●「加齢によるもの忘れ」と「認知症」の違い

加齢による「もの忘れ」	認知症による「もの忘れ」
● 体験の一部を忘れる「何を」食べたか忘れる。	● 体験の全部を忘れる「食べたこと自体」を忘れる。
● 目の前の人の「名前」が思い出せない。	● 目の前の人を見て「誰なのか」わからない。
● 物を置いた場所を「思い出せない」ことがある。	● 置き忘れ・「紛失が頻繁」になる。
● 「ヒントがある」と思い出せる。	● 「ヒントがあっても」思い出せない。

この違いはあくまで目安です。始まりは本人より、家族が気づくことが多いものです。頻度や程度が重くなったり、日常生活に困るようなときは、かかりつけ医や地域包括支援センターへ相談しましょう。

認知症の種類

認知症の原因となる病気の代表的なものは、以下の4種類になります。

※症状は一例であり、全ての症状がみられるものではありません。

①アルツハイマー型認知症

脳の神経細胞が徐々に減少し、脳が萎縮する（縮む）ために起こる病気。認知症で最も多いタイプ。

<主な症状>

- 最近のことを忘れる。
- 同じことを何回も言う。
- 嗅覚から衰え、悪臭に気がつかない。
- 緩やかに進行する。

②脳血管性認知症

脳梗塞や脳出血等により、脳細胞に十分な血液が送られずに、脳細胞が壊死する病気。

③レビー小体型認知症

「レビー小体」というたんぱく質が脳の神経細胞にたまる病気。

<主な症状>

- パーキンソン病に似ている症状（手足のこわばり、小刻み歩行等）。
- 人物や動物、昆虫など詳細な幻覚や妄想がみられる。

認知症の症状

脳の細胞が壊れることによって、様々な症状が起こり、それに伴って行動や心の状態に、変化が出てきます。これらの変化に、本人が一番とまどい不安を感じています。

初期であれば、服薬等により進行を遅らせることも可能です。

主な症状	行動や心のようす
記憶障害 <ul style="list-style-type: none">●新しいことを覚えられない。●覚えていたことをすぐ忘れる。	 <p>本人の性格や環境、人間関係などの要因がからみ合って、精神症状や日常生活における行動上の問題が起きてきます。 本人も、自分のこのような変化にとまどい、不安を感じています。</p>
見当識障害 <ul style="list-style-type: none">●場所や時間が分からなくなる。●時間・季節感が薄れる。●自分のいる場所や周囲の人との関係がわからない。	<p>不安・焦燥、うつ状態、幻覚・妄想（ものとられ妄想）、徘徊、興奮・暴力、排泄の失敗、不潔行為、睡眠障害など</p>
理解・判断力の低下 <ul style="list-style-type: none">●考えるスピードが遅くなる。●2つ以上のことごとに重なるとうまく処理できない。	
実行機能の低下 <ul style="list-style-type: none">●計画を立て、段取りをすることができなくなる。	
その他 <ul style="list-style-type: none">●その場の状況が読めない。	



認知症に早く気づこう



認知症は早期の発見が大切です

認知症は早期の発見と治療がとても大切な病気です。完治が難しい病気とされていますが、早期に発見して適切な対処をすれば、その人らしい充実した暮らしを続けることができます。

早期発見による3つのメリット／

メリット 1 早期治療で改善も期待できる

認知症の原因になる病気はさまざまですが、早期に発見し早期に治療をはじめることで、改善が期待できるものもあります。

メリット 2 進行を遅らせることができる

認知症の症状が悪化する前に適切な治療やサポートを行うことによって、その進行のスピードを遅らせることができます。

メリット 3 事前にさまざまな準備ができる

早期発見によって、症状が軽いうちに本人や家族が話し合い、今後の治療方針を決めたり、利用できる制度やサービスを調べたりする「認知症に向き合うための準備」を整えることができます。

認知症が疑われるサイン

認知症による変化は、本人よりも周囲の人が気づきやすいことが多いので、身近な家族などが一緒にチェックしましょう。チェックが入った項目が多いほど認知症の可能性が高いといえます。

直前にしたことや話したことを忘れてしまうようになった。

同じことを何度も言ったり、聞いたり、したりするようになった。

置き忘れやしまい忘れが増えて、いつも探しものをしている。

知っているはずの人やものの名前が出てこなくなった。

つじつまの合わない作り話をするようになった。

以前にくらべ、ささいなことで怒りっぽくなかった。

「またこの話？」


「だれが？」


おしゃれや清潔感など身だしなみに気を使わなくなった。

今まで好きだった趣味などへの興味や関心がなくなった。

外出したり、人と会ったりするのをおっくうがり、嫌がるようになった。

今までできていた家事、計算、運転などのミスが多くなった。

日付や時間を間違えたり、慣れた道で迷ったりするようになった。

財布が見当たらないときなど、盗まれたと人を疑うようになった。



「軽度認知障害（MCI）」

いわば認知症の前段階で、軽い記憶障害などはあっても日常生活は大きな支障なく送れる状態です。この段階で適切に対処すれば、特にアルツハイマー型認知症への移行を予防、または先送りできるといわれています。

認知症予防のためのポイント

現段階では、認知症の予防に効果があることがわかっているのは運動ですが、それ以外でも食事や睡眠など、生活習慣に気をつけたり、脳を活性化する活動をすることが予防に効果があると考えられています。認知機能の改善も期待できます。

ポイント① バランスのとれた食事

塩分や脂質のとりすぎに注意し、肉や魚、野菜などバランスのとれた食事を意識してとりましょう。

また、栄養不足にも注意しましょう。栄養不足は老化を促進してしまいます。



ポイント② 適度な運動習慣を

体を動かすことで、脳細胞の活性化につながると言われています。取り組みやすいのは、ウォーキングです。有酸素運動は生活習慣病やフレイルの予防にも効果的です。

※フレイルとは、年齢に伴って筋力や心身の活力が低下した状態です。健康な状態と要介護状態の中間を意味します。



ポイント③ 脳を活発に使うことを意識する

本や新聞などを読む、日記をつけるなど、頭を使って脳に刺激を与える生活を心がけましょう。地域活動へ参加して人との交流を続けることや、趣味に打ち込むことも大切です。



ポイント④ しっかり休養を

体だけでなく、脳の休養も大切です。1日30分程度の昼寝はアルツハイマー病の予防に効果的です。しかし、長時間の昼寝は逆効果なので注意が必要です。



ポイント⑤ たばこは吸わない

たばこは動脈硬化を進め脳血管障害を引き起こすほか、アルツハイマー病の原因にもなることがあります。また、喫煙を続けると肺がんや呼吸器疾患、歯周病などが悪化するリスクが増してしまいます。



ポイント⑥ 歯と口のケアも忘れずに

健康な歯を保つことは全身の健康や認知症予防にもつながります。

また、歯や口の機能の低下は高齢期に体が弱っていく前兆であることが分かっています。しっかりと噛み、歯みがきや入れ歯の手入れを丁寧に行いましょう。



ポイント⑦ 寝つきにならないための転倒防止

高齢者は転倒による骨折から寝つきになり、生活が不活発になることで認知症を招いてしまうことがあります。

転びにくい服選びや家の中の段差の解消など転倒予防を心がけましょう。また乳製品などカルシウム豊富な食品をとり骨折しづらい体づくりを心がけることも大切です。



認知症について相談したい

早めに医療機関を受診する

受 診

かかりつけ医

不安なことや心配なことがあれば、まずはかかりつけ医に相談しましょう。病歴や体質を把握しているため、すぐに対応できます。

認知症サポート医

P10へ



連 携

専門医療機関

- 精神科・物忘れ外来のある病院
- 認知症疾患医療センター P10へ



医療機関の受診が難しい

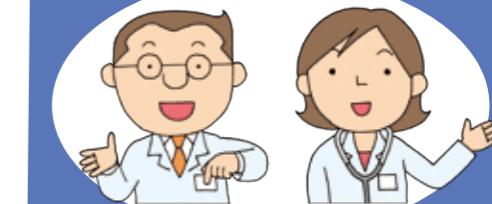
相 談

相談先

地域包括支援センター
(吉見町保健センター内)
TEL 53-0370



認知症初期集中支援チーム



本人が受診を拒んだら

認知症は、新しく体験したことを忘れてしまう症状があります。それゆえ、物忘れをしていることを、しっかりと自覚しづらいことが少なくありません。周囲の人が受診を勧めても、「自分はどこもおかしくないから病院に行く必要はない」と頑なに拒むことがあります。

自分でおかしいと思っていないのに周囲から何度も受診を勧められたり、強引に病院に連れて行かれそうになれば、自尊心を傷つけられ、不信感をあおることになり、さらに受診が困難になる恐れもあります。

どうしても受診してくれない時は、まず、地域包括支援センターにご相談ください。必要に応じて、認知症初期集中支援チーム(認知症に関する医療や介護の専門職によるチーム)が本人や家族に集中的に関わりながら、適切な医療や介護につながるようにサポートしています。

認知症の経過に応じて利用できる支援について（認知症ケアパス）

認知症について 進行について	軽度認知障害（MCI） ～まだ認知症ではない時期～ もの忘れがあるが、日常生活の活動は正常で支障がない	認知症：軽度の時期 もの忘れが目立ち始めるが、日常生活はほぼ自立	認知症：中等度の時期 日常生活に誰かの見守りや手助けが必要となってくる	認知症：重度の時期 身の回りのこと全般に、常に介護が必要な状態
	具体的な症状	具体的な症状	具体的な症状	具体的な症状
	<ul style="list-style-type: none"> □最近の出来事なのに忘れていることがある □約束の日時を間違えたりすることがある □好きな趣味や教室に行くのがおっくうで休みがちになる（意欲が低下する、不安が強くなる） □よく知っている物の名前が出てきづらい <p>※日常生活に大きな支障はないので、本人も周囲も気づきにくい</p> <p>※この時点ではうつ病と診断されることもあります</p>	<ul style="list-style-type: none"> □約束を忘れることがある □財布や通帳など大事なものをなくすことがある □時間がわかりにくくなる □趣味や好きなことを楽しめなくなる □料理の味が変わったと家族に言われる □買い物にいくと同じものばかり買ってくる □同じ話を何度もする 	<ul style="list-style-type: none"> □日にち、曜日、季節感がわかりにくくなる □自宅から離れたところで道に迷う □ガスの消し忘れがあり、鍋を焦がすことが多くなる □薬やお金の管理ができない □季節にあった衣服を選べなくなる □毎日の入浴を忘れることがある 	<ul style="list-style-type: none"> □直近のことだけでなく、古い記憶も曖昧になつてくる □近所でも道に迷ったりする □家族がわからなくなる □言葉が減り表情が乏しくなる □服をうまく着ることができない □身体をうまく洗えなくなる □排泄の失敗が増える
	相談する P8~9 地域包括支援センター、認知症ケア相談室、町役場（長寿福祉課）、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）、介護保険サービス事業所、認知症初期集中支援チーム、オレンジカフェ			
	受診する P10 かかりつけ医、認知症サポート医、認知症疾患医療センター等の医療機関			
	介護保険サービスの利用・相談 地域包括支援センター、町役場（長寿福祉課）、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）、介護保険サービス事業所			 認知症の経過のたどり方や必要な支援は個人の状況によって違いがありますので、あくまでも大まかな目安としてください
支援体制による 認知症の進行状況による	予防・改善する 介護予防施設「悠友館」、ふれあいいきいきサロン、いきいき百歳体操、デイサービス、デイケアなど			
	他者とつながる・役割をもつ 吉見シニアクラブ、ふれあいいきいきサロン、いきいき百歳体操、オレンジカフェ、ボランティア等			
	家事や介護を手助けする 配食サービス、介護保険のヘルパー、地域のささえあい活動（シルバー人材センター、ささえあいサービス等）、訪問理美容			
	住まいを考える 軽費老人ホーム（ケアハウス）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム、特別養護老人ホーム等 *住まいは認知症の程度や身体状況により変わります			 近所の見守りも大切です
	地域で見守る・安否を確認する 近隣の人たち、認知症センター、民生委員・児童委員、見守り活動推進員、地域包括支援センター、警察署、自治会、緊急通報システム、よしみん見守りシール、牛乳サービス、電話訪問ボランティア			
	家族を支える 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）、介護のつどい、オレンジカフェ			
	権利を守る P11 無料法律相談、消費生活センター 成年後見制度、福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）			

相談窓口と吉見町で利用できるサービス①



●相談する

地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者のみなさんを、介護・福祉・健康・医療など、総合的に支援する相談窓口です。認知症が心配になったら、ご相談ください。

相談時間：8時30分～17時15分（月～金）※祝日・年末年始は除く

問合せ先：☎53-0370 下細谷1212



認知症ケア相談室

認知症介護をされているご家族等を対象にした、認知症の介護方法等についての相談室です。認知症の状況は個人により異なりますので、介護方法も多様です。お気軽にご相談ください。

●特別養護老人ホーム常磐苑 北吉見350 ☎54-2333（月～金 9時～17時）

●ケアハウスよしみの 地頭方333 ☎54-5544（毎日 10時～16時）

●地域包括支援センター 下細谷1212 ☎53-0370（月～金 8時30分～17時15分）
※祝日・年末年始は除く

オレンジカフェ（認知症カフェ）

認知症の方やご家族が気軽に集まり交流することができます。お茶を飲みながら日頃の介護のことや情報をみんなで話し合いませんか。

●特別養護老人ホーム常磐苑 北吉見350 ☎54-1333（月1回 第1木曜日）

●ケアハウスよしみの 地頭方333 ☎54-5544（月1回 第3金曜日）

●埼玉森林病院 滑川町和泉704 ☎56-3191（月1回 第4金曜日）



介護のつどい「ほっとスペーす」

「夜も眠れない…」

「わたしの自由時間が減った…」

「わたしの友人の輪が小さくなった…」

そんな思いで介護していませんか。大切な人を介護するあなたも大切な人です。お茶を飲みながら日々の困りごとや介護の想いなど、なんでも語り合える場です。

●地域包括支援センター

問合せ先：☎53-0370（月1回 第3月曜日）

認知症介護の電話相談

公益社団法人認知症の人と家族の会埼玉県支部

認知症介護で悩んでいる方の相談窓口です。

相談時間：10時～15時（月～金）※祝日・年末年始は除く

問合せ先：☎048-814-1210



埼玉県若年性認知症サポートセンター

埼玉県若年性認知症支援コーディネーターが、本人や家族からの相談（社会保障・医療・サービス受給・就労支援等）に応じます。

相談時間：9時～16時（月～金）※祝日・夏季休暇・年末年始は除く

問合せ先：☎048-814-1212

若年性認知症コールセンター

社会福祉法人仁至会 認知症介護研究・研修大府センター

若年性認知症の相談窓口です。

相談時間：10時～15時（月～土）※祝日・年末年始は除く

問合せ先：☎0800-100-2707



●支える

認知症サポーター養成講座

認知症になっても誰もが安心して暮らせるまちづくりのために、認知症のことを正しく理解し、地域で温かく見守る「認知症サポーター」を養成する講座です。

問合せ先：地域包括支援センター ☎53-0370



認知症初期集中支援チーム

医療や介護サービスに繋がっておらず、もの忘れて日常生活に支障をきたしている人やその家族に対して、お困り事の相談に応じながら、適切な医療サービスや介護サービスを紹介等するために、認知症の専門家たちによって構成されたチーム員が自宅に訪問して一定期間（概ね6ヶ月以内）集中的に支援します。

問合せ先：地域包括支援センター ☎53-0370



相談窓口と吉見町で利用できるサービス②

●受診する

かかりつけ医

もの忘れや認知面等で心配なことがあつたら、まずはかかりつけ医に相談しましょう

かかりつけ医とは、健康に関することを何でも相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介してくれる身近にいて頼りになる医師のことです。いざという時に困らないためにも、健康診断などに行く機会を利用して、自宅や職場の近くに、かかりつけ医を見つけておきましょう。

*日本医師会ホームページより

認知症サポート医

認知症サポート医の養成研修を終了し、「かかりつけ医」への助言等の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携役となる医師です。

医療機関名	名前	住所	電話番号
白井医院	白井 岳二	吉見町下細谷736	0493-54-0062
埼玉森林病院	磯野 浩	滑川町和泉704	0493-56-3191
小松 真二			
麻見江ホスピタル	今村 浩一	鳩山町大橋1066	049-296-1155
坂田 尚広			
東松山病院	大平 英範	東松山市大谷4160-2	0493-39-0303
武藏嵐山病院	菅野 元	東松山市上唐子1312-1	0493-81-7700
岸澤内科心療科医院	岸澤 進	東松山市材木町16-13	0493-22-0762
平成の森・川島病院	坂井 誠	川島町畠中478-1	049-297-2811
祓川(はらいかわ)医院	祓川 正嗣	ときがわ町番匠295	0493-65-0043
みやざきレディスクリニック	宮崎 香理	小川町大塚302	0493-72-2233

※まずはかかりつけ医に相談しましょう。かかりつけ医がない場合は認知症サポート医にご相談ください。ご相談の際は、事前に各医療機関にお電話にて予約をお取りください。

認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターとは、認知症疾患における鑑別診断や専門医療相談、地域連携の推進や情報発信を行う専門医療機関で埼玉県が指定しています。

※受診にあたっては、事前予約が必要です。また、原則、かかりつけ医等からの紹介が必要となりますので、必ず事前に電話で確認してください。



医療機関名	住所	電話番号
丸木記念福祉メディカルセンター	毛呂山町毛呂本郷38	049-276-1486
埼玉県済生会鴻巣病院	鴻巣市八幡田849	048-501-7191
西熊谷病院	熊谷市石原572	048-599-0930

●見守る

緊急通報サービス

自宅に緊急通報装置を設置し、緊急時に非常ボタンを押すことで、消防署へ通報することができます。

問合せ先：長寿福祉課 福祉係 ☎63-5012

牛乳サービス

70歳以上の人暮らしの方に、週2回牛乳又はヤクルト等の配達を兼ねながら、安否確認を行います。(対象要件あり)

問合せ先：社会福祉協議会 ☎54-5228

配食サービス

高齢者のみの世帯で食事作りが困難な方を対象に、見守りを兼ねて昼食弁当を宅配します。(利用料：1食 300円) 配食ボランティアが訪問します。希望に応じて週5回まで可能です。

問合せ先：地域包括支援センター ☎53-0370

よしみん見守りシール

認知症などによるひとり歩きで行方不明となった高齢者の早期発見・安全確保のために「安心シール」を配付します。



問合せ先：地域包括支援センター ☎53-0370

●その他

ささえあいサービス

公的制度ではまかないきれない買い物や簡単な掃除などを地域の方がお手伝いします。

問合せ先：社会福祉協議会 ☎54-5228

紙おむつ給付サービス

65歳以上の高齢者又は、要介護認定者で在宅に生活し、排泄行為に支障があるために常時紙おむつ等を必要とする状態にある方に支給します。入院・入所等になった場合は支給対象外になります。

問合せ先：長寿福祉課 介護保険係 ☎63-5013

電話訪問ボランティア

70歳以上のひとり暮らしの方を対象に、1～2か月に1回、ボランティアが安否確認を目的にお電話します。

問合せ先：社会福祉協議会 ☎54-5228

傾聴ボランティア

話す機会の少ない高齢者を対象に、ボランティアがご自宅を訪問し、お話を聴かせていただきます。

問合せ先：社会福祉協議会 ☎54-5228

●消費生活相談

東松山市消費生活センター

消費生活全般に関する苦情や問い合わせなどの相談を専門の相談員が受付し、公正な立場で処理をします。

相談時間：10時～15時30分【12～13時を除く】(月～金) ※祝日・年末年始は除く

問合せ先：☎0493-21-1414 (相談専用)

認知症はどんな治療が行われるのか

「薬を使う治療」と「薬を使わない治療」があります

認知症の治療は、「薬を使う治療」と「薬を使わない治療」があり、認知症状の進行を遅らせたり、行動・心理症状をやわらげたりすることなどを目的に行われます。また、脳を刺激して、本人に残された脳の機能を活性化させるために行う治療もあります。

●薬を使う治療

認知症で最も多いアルツハイマー型認知症では、認知症状を抑えるための薬が処方され、一定の効果をあげています。また本人だけでなく、家族など周囲の人を混乱させるさまざまな行動・心理症状を軽減させるための薬も処方されます。薬は継続して服用することが大切なので、認知機能の低下による「飲み忘れ」などを防ぐ注意や工夫が必要です。



●薬を使わない治療の例

回想法

昔の楽しかったことなどを思い出してもらつて脳を活性化させ、心の安定にもつなげます。



音楽療法

楽しい音楽を聴いたり歌を歌ったり楽器を演奏したりして、脳に刺激を与えます。



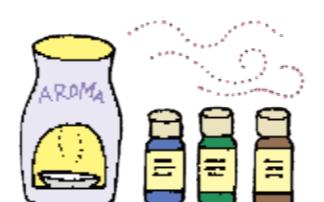
創作療法

絵画・粘土・手芸など創作活動で感性を刺激し、手先を使うことで脳も活性化させます。



アロマテラピー

心地よい香りで嗅覚を刺激することで、心身の安定や脳の刺激に役立てます。



治療とともに「ケア（介護）」が大切です

医師などが中心となる治療とあわせ、家族を含めた周囲の適切なケア（介護）も大切です。なるべく平穏に過ごせるように、本人の立場になって考えて意思を尊重し、その人の尊厳を守る心づかいをしましょう。

●「吉見町脳の元気度チェック」を受けましょう

70歳となる方を対象に、認知症の予防と早期発見を目的として、脳の元気度チェックを実施しています。個別にご案内しています。この機会にぜひチェックをしてください。

●「認知症簡易チェックサイト」をご利用ください

町ホームページでは簡単に認知症のチェックができるサイトを開設しています。「これって認知症？」（家族・介護者向け）「わたしも認知症？」（本人向け）右のQRコードからも入ることができます。



認知症ケアに役立つサポート

認知症の人を家族だけでケアするのは大変です。医療や介護分野をはじめ、公的な制度や地域で行われているサービスなどを必要に応じて上手に活用しましょう。地域ぐるみで認知症の人をサポートすることが大切です。

「成年後見制度」によるサポート

ひとり暮らしの認知症の人などは、不動産や預貯金などの財産管理や、医療や福祉サービスを利用する手続きや契約が難しくなります。また、悪質商法などの被害にあう危険も高くなります。成年後見制度は、このような判断能力が不十分な人を法律面や生活面で保護・支援する制度です。(P14参照)



「福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）によるサポート

社会福祉協議会では「日常生活自立支援事業」を行っています。福祉サービスの利用支援や日々の金銭管理など、成年後見制度よりも比較的身近に利用できるサービスです。(P15参照)

地域の住民などによるサポート

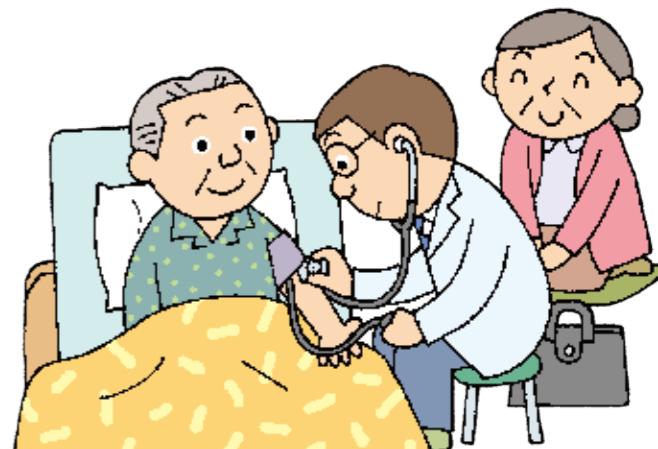
一定の養成講座を修了し、認知症について正しく理解している「認知症センター」などが中心になって、地域の住民などが認知症の人や家族を支える活動も広がっています。

「配食サービス」や、社会福祉協議会の事業である見守り活動推進員による見守り活動など、さまざまな支援活動があります。



在宅医療によるサポート

自宅など生活の場で医療を受けられるのが「在宅医療」です。さまざまな理由で通院や入院が困難になった場合も、お医者さんが来てくれる在宅医療なら安心です。かかりつけ医が中心となるので信頼関係も築きやすく、認知症のほかにも全身の健康管理をしてもらえます。



成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的・精神障がいなどの理由によって判断能力が不十分となった人が財産管理や契約で不利益をこうむったり、人間としての尊厳がそこなわれたりすることのないように「後見人」などを立てて、法律面や生活面で支援する制度です。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。どちらの制度を利用するにも、家庭裁判所に申し立てをする必要があります。

法定後見制度

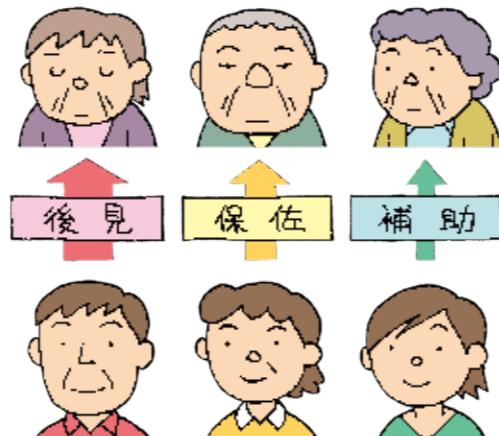
相談場所：吉見町地域包括支援センター ☎53-0370
さいたま家庭裁判所熊谷支部 ☎048-500-3113(直通)

成年後見制度（法定後見制度）による支援の対象は、現在すでに判断能力が不十分な人です。判断能力の程度によって、支援の種類が「後見」「保佐」「補助」の3つに分けられます。

「後見」 判断能力を欠くのが通常の状態

「保佐」 判断能力が著しく不十分

「補助」 判断能力が不十分



利用の申し立てについて

申し立てができる人

本人・配偶者・四親等内の親族などです。

例えば…

- 父母、祖父母、子、孫、ひ孫
- 兄弟姉妹、おい、めい
- おじ、おば、いとこ
- 配偶者の親・子・兄弟姉妹 など

申し立てをする裁判所

原則として、本人の「生活の本拠地」（住民票記載の場所、日常生活をしている場所）を管轄している家庭裁判所となります。施設に入所している場合や長く入院中である場合などは、その場所を生活の本拠地と判断する場合もあります。

審問 必要に応じて家事審判官（裁判官）が、本人や親族などに直接事情を尋ねます。

調査 家庭裁判所の調査官が、本人や親族などに事情を尋ねたり、問い合わせたりします。

鑑定 本人の判断能力について、医師による鑑定を行うことがあります。

審判（後見開始） 家庭裁判所は、後見などの開始の審判をすると同時に、最も適任と思われる成年後見人などや監督人を選任します。審判内容は法務局に登記されますが、戸籍には記載されません。

任意後見制度

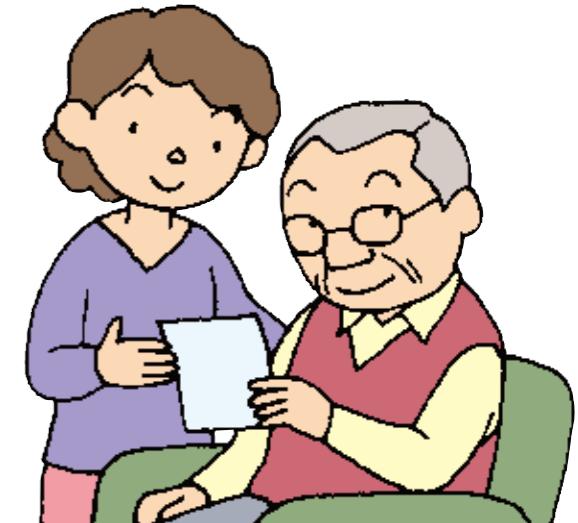
任意後見制度は、将来的に認知症などで判断能力が不十分になったときに備えて、十分な判断能力があるうちに、契約を結んでおく制度です。あらかじめ本人が任意後見人を選び、いざというときの財産管理や療養看護などを任せせる任意後見契約を結んでおきます。

また、知的・精神障がいなどの子どもがいる場合、親には将来自分が年老いたりいなくなったりしたときの不安があります。その場合、親は親権にもとづいて、あらかじめ子どもに代わって第三者と任意後見契約を結ぶことができます。



福祉サービス利用援助事業 (あんしんサポートねっと)

問合せ先：社会福祉協議会 ☎54-5228



もの忘れなどのある高齢者や知的障害・精神障害のある方などが、安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをする、社会福祉協議会が実施しているサービスです。

高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が不十分であり、日常生活に不安がある方が対象ですが、この制度の契約を結べる程度の判断能力が必要となります。

サービス内容

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 日常生活上の手続き援助
- ③ 日常生活金銭管理
- ④ 書類預かりサービス（金融機関の貸金庫にて保管）

※①の基本事業に加えて、②③④の選択事業のサービスを受けることができます。

利用料金

サービス	金額
①	1回1時間まで1,200円（通帳預かりがあるときは1,600円）
②	※以降30分ごとに400円が加算されます。
③	
④	基本料2,000円（年間）と利用料500円（月額）が別途必要です。